

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月23日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

小田小学校 受水槽給水配管漏水修繕

2 履行場所

横浜市金沢区富岡西1-69-1

横浜市立小田小学校

3 契約日

令和6年11月6日

4 履行日又は履行期間

令和6年11月20日

5 契約金額

228,800円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市金沢区福浦2-15-21

株式会社トップランドコーポレーション

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年11月6日、受水槽の給水配管から水が噴出していることを発見した。受水槽への給水バルブを閉じたことで水の噴出を止めたが、受水槽への給水が不可となった。早急に対応しなければ児童および職員等のトイレの確保及び飲料水の確保が困難になる、学校運営に支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立小田小学校